

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 に関する指定都市市長会要請

昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって全国各地の地域経済が深刻な影響に見舞われてきた中、政府によって新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）が創設され、わが国の地域経済を牽引する指定都市においても、臨時交付金を積極的に活用し、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復等に総力を挙げてきたところである。

本年4月に創設された臨時交付金（事業者支援分）については、当初、都道府県にのみ交付することとされていたが、その後、指定都市市長会の緊急要請等を踏まえて8月に示された追加交付では、指定都市をはじめとする市町村にも直接交付することとされ、それぞれの指定都市等が感染拡大防止や事業者支援等の財源として有効に活用することができている。

そのような中、各圏域の社会経済活動の拠点である指定都市では、所在する道府県内において事業所の4割以上が集積しているほか、新型コロナウイルス感染症の陽性者の約半数が集中してきたところであり、今後懸念される第6波を見据えて感染拡大防止と社会経済活動を両立するとともに、ポストコロナに向けた経済構造の転換や好循環の実現に向けて引き続き歩みを進めていくためには、指定都市による地域の実情に応じたきめ細かな対策が不可欠であることから、以下のとおり要請するものである。

- 1 各圏域の社会経済活動の拠点である指定都市に対し、地方単独事業分も含めた臨時交付金の直接交付を速やかに行うこと。
- 2 交付金の算定に当たっては各都市における財政需要を適切に反映し、財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、大都市に重点的に配分すること。
- 3 ポストコロナを見据えた効果的な施策を継続して実施するため、繰越を認めるなど、令和4年度予算における臨時交付金の柔軟な執行を可能とすること。また、国庫負担率が法令で定められている経費についても特例的に充当を認めるなど、さらに柔軟かつ弾力的な運用に向けて検討すること。

令和3年12月9日  
指定都市市長会